

政令第 号

公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三百三十五条第二項（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第四十六条において準用する場合を含む。）、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第三条第十二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百七十九条第一項並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十六条第一項、第五百五十九条第一項、第六百六十三条の五十一第一項及び第二百二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地収用法施行令の一部改正）

第一条 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「旨を」の下に「都道府県の公報に掲載し、かつ、国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示

するとともに都道府県の公報に掲載して」を「掲示し、又はその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるときに置く措置をとることにより」に改め、同条第三項中「掲示する」を「当該市町村の掲示場に掲示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるときに置く措置をとる」に改め、同条第四項中「市町村の掲示場に掲示しなければ」を「求めに係る措置をとらなければ」に改め、同条第五項中「掲示及び掲載をしたときは、その掲示を始めた」を「措置をとつたときは、当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）を開始した」に改める。

第六条の二中「法第四十六条第二項、法第四十六条の四第三項、法第九十四条第五項、法第二百二条の二第三項、法第二百二十二条第三項及び法」を「第四十六条第二項、第四十六条の四第三項、第九十四条第五項、第二百二条の二第三項、第二百二十二条第三項及び」に改め、同条の表法第二百二十二条第三項の項を次のように改める。

法第二百二十二条	第五条第一項	収用委員会	市町村長
第三項	第五条第二項	交付する旨を都道府県の公報に	交付する旨を

第五条第三項				
所在する市町村の長若しくは 収用委員会	都道府県の事務所	都道府県の掲示場	掲載し、かつ、	
市町村長	市町村の事務所	市町村の掲示場		
<p>所在する都道府県の収用委員会 に対して公示による通知があつ た旨を都道府県の公報に掲載す るとともに、その旨が記載され た書面を都道府県の掲示場に掲 示し、若しくはその旨を都道府 県の事務所に設置した電子計算 機の映像面に表示したものの閲 覧をすることができる状態に置</p>				

	第五条第四項	市町村長は、前項の	く措置をとることを求め、
	第五条第五項	収用委員会	の 又は市町村長は、それぞれ、そ
	当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）	市町村長	の
		当該措置	

（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令の一部改正）

第二条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令（昭和五十三年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（法第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二号中「除去し、又は一時保管した」を「除去した」に改める。

第二条第一号中「前条各号に掲げる事項を、」を削り、「六月間、」の下に「前条各号に掲げる事項を

国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これらの事項が記載された書面を」を加え、「掲示する」を「掲示し、又はこれらの事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第二号中「掲示を始めた」を「規定による措置を開始した」に、「掲示に」を「措置に」に、「その掲示した」を「前条各号に掲げる」に改める。

本則に次の一条を加える。

(物件を一時保管した場合の公示事項等)

第三条 前二条の規定は、法第五条第三項において準用する法第三条第十二項の規定による公示について準用する。この場合において、第一条第一号中「工作物その他の物件」とあるのは「物件」と、同条第二号中「除去した」とあるのは「一時保管した」と読み替えるものとする。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「官報」を「その公告すべき内容（以下この条において「公告内容」という。）を官報」に、「掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容」を「掲載し、かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。以下この条において同じ。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、防災街区整備事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第五十二条第二項中「前項の場合において」を「前項本文の規定により掲示等の措置がとられたとき」に、「同項の掲示がされている」を「当該掲示等の措置がとられている」に改め、同条第三項中「第一項の掲示」を「第一項本文の規定による公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び掲示等の措置」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「掲示」を「措置」に改める。

(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令(平成十二年政令第五百号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「旨を」の下に「国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又はその旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」により」に改め、同条第三項中「都道府県の掲示場に掲示するとともに」を削り、「公報に掲載する」の下に「とともに、都道府県の掲示場に掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」を加え、「を掲示する」を「を当該市町村の掲示場に掲示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第四項中「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村の掲示場に掲示しなければ」を「当該求めに係る措置をとらなければ」に改め、同条第五項中「掲示をしたときは、その掲示を始め

た」を「措置をとったときは、当該措置を開始した」に改める。

第九条中「前条第一項、第三項及び第五項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中」を「前条第二項中「交付する旨を」とあるのは「交付する旨を都道府県の公報に掲載し、かつ、」と、「」に改め、「の掲示場に掲示して」及び「の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して」を削り、「旨を」の下に「都道府県の公報に掲載するとともに、」を加え、「掲示するとともに都道府県の公報に掲載する」を「掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、「、「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村」とあるのは「当該市町村」と」を削り、「掲示をした」を「当該措置」に、「掲示及び掲載をした」を「当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）」に改める。

（マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第五条 マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「官報」を「その公告すべき内容（以下この条において「公告内容」という。）を官報」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を）」に、「再建敷地又は」を「再建敷地若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。以下この条において同じ。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マンション再生事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第二十五条第二項中「前項の場合において」を「前項本文の規定により掲示等の措置がとられたとき」に、「同項の掲示がされている」を「当該掲示等の措置がとられている」に改め、同条第三項中「第一項の掲示」を「第一項本文の規定による公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び掲示等の措置」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「掲示」を「措置」に改める。

第三十四条第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「又は」を「若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとともに、掲示等の措置をいう。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マンション等売却事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができるとともに、掲示等の措置を要しない。

第三十四条第二項中「前項」を「前項本文」に、「第一項」を「第一項本文」に、「第三十四条第一項」を「第三十四条第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、」を、「組合」との下に「、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」と」を加える。

第三十五条の八第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を）」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。」をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マンション除却事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第三十五条の八第二項中「前項」を「前項本文」に、「第一項」を「第一項本文」に、「第三十五条の八第一項」を「第三十五条の八第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、「を、」を、「組合」との下に「同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」と」を加える。

第四十二条第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、敷地分割事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第四十二条第二項中「前項」を「前項本文」に、「第一項」を「第一項本文」に、「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、「を、」を、「組合」との下に「同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」とを加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる政令の規定は、この政令の施行の日以後にする公示送達、通知、公示又は公告について適用し、同日前にした公示送達、通知、公示又は公告については、なお従前の例による。

一 第一条による改正後の土地収用法施行令（以下この号において「新令」という。）第五条第二項から第五項まで（これらの規定を新令第六条の二において準用する場合を含む。）

二 第二条の規定による改正後の成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令（以下この号において「新令」という。）第二条（新令第三条において準用する場合を含む。）

三 第三条の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十二

条

四 第四条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（以下この号において「新令」という。）第八条第二項から第五項まで（これらの規定を新令第九条において準用する場合を含む。）

五 第五条の規定による改正後のマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（以下この号において「新令」という。）第二十五条第一項、同条第二項から第四項まで（これらの規定を新令第三十四条第二項、第三十五条の八第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条の八第一項及び第四十二条第一項

理由

情報通信技術の進展を踏まえ、収用委員会による書類の公示送達等を電子化するため、国土交通省関係政令の改正を行う必要があるからである。